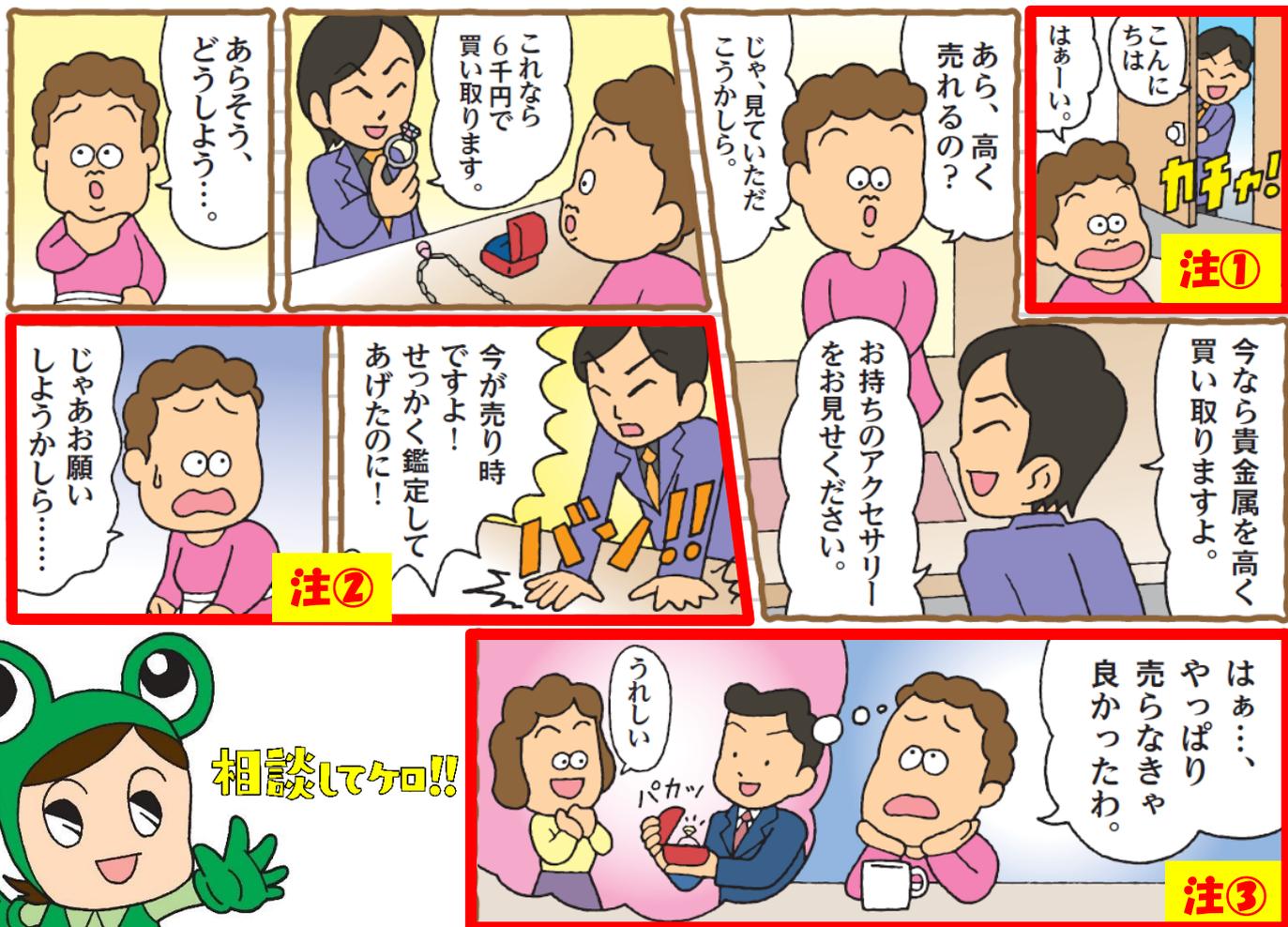


訪問購入のトラブル急増！！

不用品の買い取りのはずが貴金属を買い取られた！



相談してケロ!!

県消費生活センター
キャラクター「ケロちゃん」

ケロちゃんが行く「押し買いにご用心！」の巻より

ワンポイントアドバイス!

- 注① 訪問購入を行う事業者は、事前に訪問の承諾を得る必要があります。突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。
- 注② 買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。脅されたり、帰ってくれないなどあったら、**ためらわず警察に通報**しましょう。
- 注③ 契約書面交付後8日以内であれば、クーリング・オフができます。クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引渡しを拒むことができます。

おかしいな、困ったなと思ったら、

相談先：消費者ホットライン **188 (いやや!)** (局番無し3ケタ)

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！